

24時間  
いつでも  
申請可能!!

# 電子申請のご利用をお勧めしています。

マイナンバー記載の書類を持ち運ばず、オンラインで申請するため安全!!

※1

## ★主要3手続きの電子申請利用率が51%を超えました!

※1 雇用保険の主要3手続 資格取得届・資格喪失届・高年齢雇用継続給付

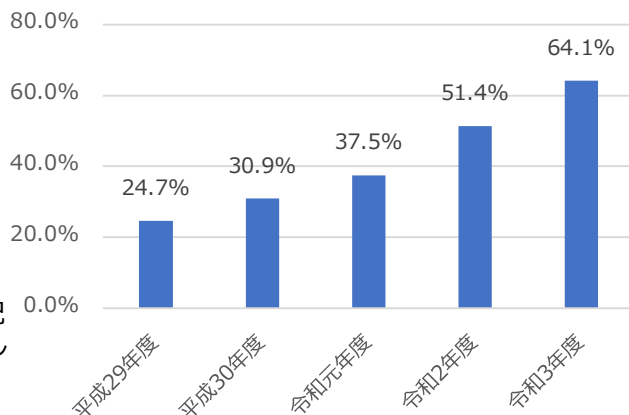
雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請について、既に多くの方に**電子申請**をご利用いただいています。

来所による届出・申請をされている事業者の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、**マイナンバー**<sup>※2</sup>を記載した届出用紙を持ち運ぶ必要がないため、**マイナンバー**の運用管理など安全管理措置の負担が軽減されます。

※2 平成30年5月以降、マイナンバーが必要な届出にマイナンバーの記載・添付がない場合は、不備がある届出書類として返却することとしておりますので、記載漏れがないようお願いします。

主要3手続の電子申請率の推移



「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

### ◇電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能!

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。(ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届(離職票あり)」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。)

### ◇個人情報の持ち運びが不要! 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

### ◇時間とコストをかけずに申請できます!

ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかかりません。

電子申請は

**e-GOV**

イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶e-Govの操作方法等については、「e-Gov利用者サポートデスク」へ

お問い合わせください。

電話番号: 050-3786-2225

e-Gov ポータル> お問合せ: <https://www.e-gov.go.jp/contact>

<参考>

- ・ e-Gov電子申請 <https://shinsei.e-gov.go.jp>
- ・ 電子申請利用マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>



※電子申請を行うには「電子署名」が必要となります。令和2年4月から一部の申請について、無料で取得できるG Biz IDによる申請も可能になりました。詳しくは、<https://g-biz.go.jp> をご参照ください。